

鳩山町建設工事請負等競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 町が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、調査、設計及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託及びその他の業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、修繕又は売払いに係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は次の各号に掲げるもののほか、この心得に定めるものとする。

- (1) 鳩山町建設工事請負一般競争入札執行要綱
- (2) 鳩山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱
- (3) 鳩山町物品調達等一般競争入札執行要綱
- (4) 鳩山町業務委託一般競争入札執行要綱
- (5) 鳩山町電子入札運用基準
- (6) 鳩山町建設工事総合評価方式試行要綱
- (7) 鳩山町低入札価格調査制度実施要綱
- (8) 鳩山町最低制限価格設定要綱
- (9) 鳩山町業務委託最低制限価格制度実施要綱

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳩山町契約規則（昭和42年規則第34号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、鳩山町建設工事等請負契約約款（業務委託の場合は、鳩山町委託契約約款、鳩山町土木設計業務委託契約約款又は鳩山町建築設計業務委託契約約款。以下「契約約款」という。）、図書、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図書、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、この心得、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たって、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。
- 5 入札参加者は、入札手続に際し、鳩山町の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

(指名の取消等)

第 4 条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する、同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
 - (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- 2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。
- 3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、政令第 167 条の 4 第 2 項に該当するとき、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。
- 4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。
- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
 - (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
 - (3) 鳩山町内で工事事故を起こしたとき。
- 5 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、鳩山町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止を受けた場合及び、鳩山町建設工事等暴力団排除措置要綱第 3 条に基づき指名除外の措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

(入札)

第 5 条 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

- 2 入札は、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法に従い、書面により入札書を提出する方法（以下「紙入札」という。）、又は埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
- 3 入札参加者は、紙入札にあっては、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にして入札しなければならない。
- 4 入札は、入札者が見積もった金額の 100/110 に相当する金額により行わなければならない。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示されたときは、その指示による。
- 5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。
- 6 入札公告等で指示がある場合を除き、入札に参加する者の数が 1 人であるときは、入札を執行しないものとする。
- 7 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書及び総合評価方式に係る技術資料の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、電子入札の場合でやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子入札の場合は、鳩山町電子入札運用基準に基づき辞退を申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を直接持参して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札者は、いったん提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札者参加者が、第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第9条 開札は、紙入札の場合は入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。電子入札の場合は電子入札システムにおいて行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金が所定の率による額に達しない者がした入札。なお、電子入札システムの場合は免除する。

(3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(6) 談合その他不正行為があつたと認められる入札

(7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

(8) 紙入札による場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

エ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

- (9) 労務費ダンピング調査の対象工事で、入札金額見積内訳書に記載されている直接工事費が一定水準を下回っている場合において、理由書（様式1）の提出を拒んだ者がした入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

（落札者の決定）

- 第 11 条 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格の入札をした者とする。
- 2 一般競争入札、総合評価方式の適用、低入札価格調査制度の適用及び最低制限価格を設定した場合は、第 1 条に掲げる各要綱に定める手続に基づき落札者を決定する。
- 3 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表し、後日通知する。ただし、電子入札による場合は電子入札システムで通知する。
- 4 落札者の決定を保留した場合は、調査実施後その結果を入札参加者へ通知する。
- 5 落札者は、落札決定後、免税事業者の場合は免税事業者届出書を提出しなければならない。なお、提出がない場合は課税事業者として扱うこととする。

（くじによる落札者の決定）

- 第 12 条 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。
- 2 前項の場合において、当該入札者がくじを引かないときは、これに代わって入札執行者が指名する職員にくじを引かせる。
- 3 電子入札の場合は、電子入札システムの電子くじにより、順位を決定する。

（再度入札）

- 第 13 条 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行うことがある。
- 2 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加した者とする。ただし、初度の入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。
- (1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度の入札で低入札価格があったとき。
- (2) 再度入札に参加することができる者がいないとき。
- 4 再度入札の回数は、1 回に限り行う。

（不調時の取扱い）

- 第 14 条 再度入札においてもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがある。
- 2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

（契約書等の提出）

- 第 15 条 落札者は、第 11 条第 3 項の通知を受けた日から 5 日以内に、契約書（案）に記名押印の

うえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して提出しなければならない。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。
- 3 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとする。

（契約の確定）

第 16 条 契約は、町長と落札者が契約書（案）に記名押印したときに確定する。

（町議会の議決を要する契約）

第 17 条 建設工事の請負であって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、町議会の議決後に本契約を締結する。この場合においては、町議会の議決を得た後に、本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書を取りかわすものとする。

（異議の申立て）

第 18 条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 19 条 第 5 条第 7 項により提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。

附 則

- 1 この心得は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 鳩山町建設工事請負等指名競争入札参加者心得（平成 4 年 4 月 1 日決裁）は、廃止する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 6 月 30 日までに公告をし又は指名通知等を発したもののについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までに告示し又は指名通知等を発したもののについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年 9 月 30 日までに告示し又は指名通知等を発したもののについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年4月30日までに告示し又は指名通知等を発したものであるものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、令和8年4月1日から施行する。